

環境保全型農業直接支払交付金制度

環境保全型農業直接支払交付金制度とは？

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います

制度の仕組み

○対象者

農業者の組織する団体を基本

○支援の対象となる農業者の要件

- ・主作物について販売を目的とした生産
- ・主作物についてエコファーマー認定(特例あり)
- ・農業環境規範に基づく点検の実施

○事業要件(推進活動)

農業者団体の構成員等は、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」を実施する必要があります

○対象活動と交付単価

- ・カバークロープ(緑肥)の作付け(交付単価 8000 円/10a)
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
(交付単価 4400 円/10a(稲わら堆肥))
(交付単価 2200 円/10a(稲わら堆肥以外の堆肥))
- ・有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業)(交付単価 8000 円/10a)
- ・リビングマルチ(交付単価 8000 円/10a)
- ・草生栽培(交付単価 8000 円/10a)
- ・冬期湛水管理(交付単価 8000 円/10a)